

日本学生支援機構「緊急特別無利子貸与型奨学金」の募集について

1. 「緊急特別無利子貸与型奨学金」とは

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著となってきています。

この度、アルバイト収入等の大幅な減少で修学継続が困難となった学生の皆さんへ、日本学生支援機構では、緊急支援として一定期間、特別の貸与を行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」を実施します。本奨学金は、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与されるものです。（卒業後返還が必要です）

2. 対象者の要件 以下①～⑤すべてに当てはまる学生です。

（全学年）卒業延期者は対象外です。

①第二種奨学金の推薦基準（人物・学力・家計）を満たしていること（日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html）

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと）

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤学生本人のアルバイト収入が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比 50%以上減少）したこと

3. 貸与期間 貸与始期は 2020 年 4月～9月から選択することができ、貸与終期は 2021 年 3月となります。

4. 貸与月額

学部・専門学校：2 万円～12 万円の中から 1 万円単位で選択

大学院：5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円から選択

5. 保証制度を選択する必要があります。

【人的保証】連帯保証人（原則父母のどちらか）・保証人（4 親等以内の別生計で 6 5 歳未満）を選出し、採用決定後にはそれぞれの署名・実印・印鑑登録証明書の提出が必要です。

【機関保証】連帯保証人・保証人は必要ありませんが、貸与月額に応じて保証料が差し引かれます。返還は保証料を含めた金額の返還が必要です。

5. 推薦人数（申請希望者が多い場合は、経済状況等により選考します）

【学部】6 名

【大学院】1 名

【専門学校】1 名

6.提出書類

- ①奨学金希望者登録票（指定様式あり）
- ②確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（指定様式あり）
- ③スカラネット入力下書き用紙（指定様式あり）
- ④住民票（別居者を含む、同一生計内の家族全員分の住民票が必要。また、就学者がいる場合はその方の 学生証のコピーも必要。）
- ⑤生計維持者の収入に関する証明書
*生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）日本学生支援機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係る Q&A」を確認 してください。
・生計維持者の 2018 年 1 月～12 月分の所得証明書
*給与所得者：2018 年の源泉徴収票のコピー 給与所得者以外：2018 年の課税証明書 ・
2018 年 1 月 2 日以降に転職等により生計維持者の収入に変化が生じる場合は、家計急変後の 給与明細（直近 3 ヶ月分）
- ⑥家庭から多額の仕送りを受けていない（仕送り額が年間 150 万円以上ではない）説明書（様式自由）
- ⑦学生本人の 2018 年または 2019 年のアルバイトの収入明細のコピー ⑨学生本人のアルバイト収入が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比 50%以上減少）した証明書（2020 年 1 月以降の 2 ヶ月分で前月比 50%以上の減少を証明できる給与明細のコピー）
- ⑧採用決定後、親権者・本人のマイナンバー提出が必要です。

7. 申込方法

申請希望者は、6.の書類を確実に提出できることを確認し（①②③⑧は学生サービスセンターで後日配布します。）、

7月2日木曜日までに学籍番号・氏名をメールで学生サービスセンターへご連絡ください。

折り返し、その後の手続きについて連絡いたします。

また、提出された申請書類の申告内容に虚偽の記載や証明書の不正があった場合は、採用取り消しとなります。

●「緊急特別無利子貸与型奨学金」について（日本学生支援機構ホームページ）
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyumurishi/index.html>